

法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関連する取組について

人権相談・調査救済活動

- 全国の法務局において、こどもをめぐる様々な人権問題について、こどもが相談しやすいよう、様々な形で人権相談に応じているほか、人権相談等を通じ、児童虐待を含む人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

〔具体的施策の例〕

- ・ 全国の小・中学校の児童・生徒から人権侵害の被害等の相談を受ける「こどもの人権SOSミニレター」
- ・ 専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル・全国共通）の設置・広報
- ・ インターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS-eメール」の設置・広報
- ・ SNS（LINE等）を利用した人権相談体制の整備 など



〔関係機関との連携〕

- ・ 児童相談所運営指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に法務省の人権擁護機関との連携のあり方について記載

- ※ 就学期前の児童に対する児童虐待等の早期発見・早期対応については、全国の法務局において、様々な形による人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段として活用するとともに、関係行政機関とも密に連携

【具体的な対応事例：小学校におけるいじめ事案】

小学生から、同級生に毎日殴られたり、蹴られたり、悪口を言われるなどのいじめを受けているにもかかわらず、担任の先生に相談をしても十分な対応をしてくれないとの「こどもの人権SOSミニレター」が寄せられた事案である。

法務局が調査した結果、学校は、上記いじめを把握していなかったことが判明した。

法務局の関与によって、学校は、教職員が「いじめ対策委員会」を開催するなど、学校全体での見守り体制を講じるとともに、定期的に児童に対してアンケートや面談を実施するなどして、いじめの把握に努めることとなった。

【具体的な対応事例：祖父から孫に対する虐待事案】

不登校状態にある中学生から、祖父からベルトで叩かれるなどの虐待を受けたとの相談が「こどもの人権110番」に寄せられた事案。

法務局は、生徒が通う学校及び児童相談所に情報提供を行ったところ、法務局、児童相談所、学校の三者間での見守り体制が構築されるに至った。

法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関連する取組について

人権啓発活動

- 「こどもの人権を守ろう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等並びに啓発動画の貸出し及び配信等の啓発活動を行っている。人権教室は、こどもたちが様々な権利の享有主体であることの認識を得ることや、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこどもに気づきを促すこと等を目的とし、地域社会に密着したボランティアである人権擁護委員が中心となって実施している啓発活動

〔具体的施策の例〕

- ・ こども及び保護者向け児童虐待防止啓発動画の作成(令和6年3月配信等予定)
- ・ 人権啓発動画「虐待防止シリーズ 児童虐待、高齢者虐待、DV」の貸出し及び配信
- ・ 人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。(児童虐待編)」の配信
- ・ 児童虐待、高齢者虐待、DVを含む人権侵害をなくすための啓発冊子等の作成及び当該冊子等を活用した人権啓発活動の推進
- ・ 児童の権利に関する条約の内容を平易に解説した啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約」を作成及び活用した人権啓発活動の推進

〔人権擁護委員の活動〕

- ・ 幼稚園、小学校、中学校等において、児童・生徒、未就学児童を対象に「人権教室」を実施

(単位:人)

| | 人権教室参加者数 |
|-------|----------|
| 令和2年度 | 431,779 |
| 令和3年度 | 620,846 |
| 令和4年度 | 831,383 |



**お問合せ窓口
(各都道府県の法務少年支援センター)**

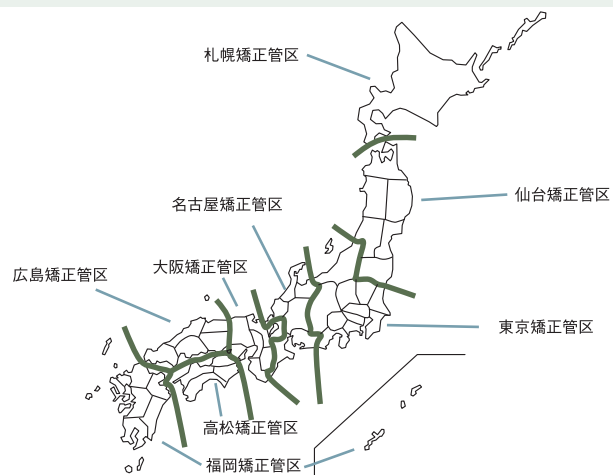
| | | |
|------|--------------|----------------------|
| 札幌 | 011-787-0111 | 北海道札幌市東区東苗穂2条1-1-25 |
| 函館 | 0138-30-7877 | 北海道函館市金堀町6-15 |
| 釧路 | 0154-41-5877 | 北海道釧路市弥生1-5-22 |
| 旭川 | 0166-31-5511 | 北海道旭川市豊岡1条1-3-24 |
| 青森 | 017-723-6677 | 青森県青森市金沢1-5-38 |
| 仙台 | 022-286-2322 | 宮城県仙台市若林区古城3-27-17 |
| 盛岡 | 019-647-2205 | 岩手県盛岡市月が丘2-14-1 |
| 山形 | 023-642-3445 | 山形県山形市小白川町5-21-25 |
| 秋田 | 018-865-1222 | 秋田県秋田市八橋本町6-3-5 |
| 福島 | 024-557-7020 | 福島県福島市南沢又字原町越4-14 |
| 水戸 | 029-251-4816 | 茨城県水戸市新原1-15-15 |
| 宇都宮 | 028-648-5686 | 栃木県宇都宮市鶴田町574-1 |
| 前橋 | 027-233-7552 | 群馬県前橋市岩神町4-5-7 |
| さいたま | 048-862-2051 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36 |
| 千葉 | 043-251-4970 | 千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9 |
| 東京 | 03-3550-8802 | 東京都練馬区氷川台2-11-7 |
| 東京西 | 042-500-5295 | 東京都昭島市もくせいの杜 2-1-1 |
| 横浜 | 045-845-2333 | 神奈川県横浜市港南区港南4-2-1 |
| 新潟 | 025-265-1622 | 新潟県新潟市中央区川岸町1-53-2 |
| 甲府 | 055-241-7747 | 山梨県甲府市大津町2075-1 |
| 長野 | 026-237-1123 | 長野県長野市三輪5-46-14 |
| 静岡 | 054-281-3220 | 静岡県静岡市駿河区小鹿2-27-7 |
| 金沢 | 076-222-4542 | 石川県金沢市小立野5-2-14 |
| 岐阜 | 058-232-1123 | 岐阜県岐阜市鷺山1769-20 |
| 名古屋 | 052-721-8439 | 愛知県名古屋市千種区北千種1-6-6 |
| 富山 | 076-428-2266 | 富山県富山市才覚寺162-2 |
| 福井 | 0776-23-5558 | 福井県福井市大願寺3-4-20 |
| 津 | 059-222-7080 | 三重県津市南新町12-12 |
| 大津 | 077-537-1023 | 滋賀県大津市大平1-1-2 |
| 京都 | 075-751-7115 | 京都府京都市左京区吉田上阿達町37 |
| 大阪 | 072-228-5383 | 大阪府堺市堺区田出井町8-30 |
| 神戸 | 078-351-0771 | 兵庫県神戸市兵庫区下祇園町40-7 |
| 奈良 | 0742-22-4830 | 奈良県奈良市般若寺町18-4 |
| 和歌山 | 073-433-0850 | 和歌山県和歌山市元町奉行丁2-1 |
| 松江 | 0852-23-3944 | 島根県松江市内中原町195 |
| 岡山 | 086-281-1112 | 岡山県岡山市南区箕島2512-2 |
| 広島 | 082-543-5775 | 広島県広島市中区吉島西3-15-8 |
| 鳥取 | 0857-23-4443 | 鳥取県鳥取市湯所町2-417 |
| 山口 | 083-922-6701 | 山口県山口市中央4-7-5 |
| 徳島 | 088-652-4115 | 徳島県徳島市助任本町5-40 |
| 高松 | 087-834-7112 | 香川県高松市藤塚町3-7-28 |
| 松山 | 089-952-2846 | 愛媛県松山市吉野町3860 |
| 高知 | 088-872-9330 | 高知県高知市塩田町19-13 |
| 福岡 | 092-541-5288 | 福岡県福岡市南区若久6-75-2 |
| 小倉 | 093-963-2156 | 福岡県北九州市小倉南区葉山町1-1-7 |
| 佐賀 | 0952-27-3277 | 佐賀県佐賀市新生町1-10 |
| 長崎 | 095-847-2460 | 長崎県長崎市橋口町4-3 |
| 熊本 | 096-325-4700 | 熊本県熊本市西区池田1-9-27 |
| 大分 | 097-538-4152 | 大分県大分市新川町1-5-28 |
| 宮崎 | 0985-22-7830 | 宮崎県宮崎市鶴島2-16-5 |
| 鹿児島 | 099-254-7830 | 鹿児島県鹿児島市唐湊3-3-5 |
| 那覇 | 098-868-4650 | 沖縄県那覇市西3-14-20 |

**お問合せ窓口
(全国)**

| | |
|------------------------|--|
| 全国共通 相談ダイヤル | 0570-085-085 (最寄りの法務少年支援センターにつながります) |
| 法務省矯正局 少年矯正課 | 03-3580-4111 |

**お問合せ窓口
(各地方ブロック)**

| | |
|-----------------------------|--------------|
| (北海道地方) 札幌矯正管区少年矯正第二課 | 011-783-3911 |
| (東北地方) 仙台矯正管区少年矯正第二課 | 022-286-0111 |
| (関東甲信越静地方) 東京矯正管区少年矯正第二課 | 048-600-1500 |
| (中部地方) 名古屋矯正管区少年矯正第二課 | 052-971-5961 |
| (近畿地方) 大阪矯正管区少年矯正第二課 | 06-6941-5751 |
| (中国地方) 広島矯正管区少年矯正第二課 | 082-223-8161 |
| (四国地方) 高松矯正管区少年矯正第二課 | 087-822-4455 |
| (九州地方) 福岡矯正管区少年矯正第二課 | 092-661-1137 |



各種支援についてのお問合せや御依頼は、最寄りの法務少年支援センターや矯正局、矯正管区の担当部署にお気軽に御連絡ください。
このほか、少年鑑別所の役割や、少年保護手続の流れなどについて、理解を深めていただくため、参観をお受けしています。

●法務省ホームページ
(http://www.moj.go.jp/kyouesi_k06-1.html)
にも各種情報を掲載しています。



令和5年4月作成



非行・犯罪の防止、
青少年の健全育成に携わる
関係機関・団体の皆さまへ

法務少年支援センターは
地域の非行・犯罪の防止と
青少年の健全育成に
取り組んでいます



**法務少年支援センターの
役割と取組**

●非行・犯罪の専門機関として

少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の皆さまと連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。相談等の依頼は、子どもから大人まで幅広くお受けしています。

●関係機関等とのネットワーク機構

地方公共団体、児童福祉機関、学校・教育関係機関、保健・医療機関、NPO等の民間団体、司法・更生保護官署等との関係構築を図り、子ども・若者に対する必要な支援や地域社会の非行・犯罪の防止に積極的に取り組みます。

●ネットワーク参画の例

子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会、学校警察連絡協議会、少年サポートチーム、地域若者ステーションなど



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

法務省矯正局



地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために ～法務少年支援センターではこのような支援を行っています～

1 能力・性格の調査

関係機関・団体、御本人、御家族からの依頼を受けて、お困りのこと等に合わせて、心理検査や適性検査を行います。

また、依頼があれば、御本人や御家族の方にも、結果を分かりやすく説明します。

● 実施可能な心理検査等の例

- ・ 知能検査等
- ・ 性格検査・職業適性検査等

● 教育相談機関からの紹介により、知能検査等を実施した例

御家族の方とお子さんとそれぞれ面接を行い、知能検査・発達検査等を実施しました。また、知能検査等の結果を、御家族の方に、お子さんの得意なこと、苦手なことなどとお伝えした上で、日頃困っている点や気になっている点をおうかがいしながら、お子さんへの接し方について、アドバイスを行いました。



2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案します。

● いじめ等の問題行動のある中学生の指導方法を、学校教諭に助言した例

生徒、保護者、学校教諭のそれぞれと面接を行い、生徒の心情や背景にある問題を把握するとともに、保護者と学校教諭に対して、生徒への接し方や指導方法について提案しました。

3 御本人や御家族に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼を受けて、御本人や御家族の方との心理相談を行います。



● 学校と連携して、心理相談を継続した例

同級生への暴力などのあった生徒について、学校教諭からの紹介を受け、御本人と御家族の方のそれぞれと面接を行いました。

御本人とは、専用のワークブックを用いて、他者との関わり方や、相手の気持ちに配慮することの大切さについて話し合ったり、暴力を振るわないための方法について、一緒に考えたりしました。

御家族とは、家族関係の問題を中心にカウンセリングを行いました。

4 事例検討会(ケース会議)等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある方の支援に関する事例検討会(ケース会議)などに参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。

● 福祉機関が主催するケース会議に定期的に参加し、助言等を行った例

福祉施設において、職員の指示や決まりを守らない方の支援の在り方について、ケース会議が行われた際に、施設職員に対し、その方の行動の特徴や問題行動の原因等として考えられることをお伝えし、支援に当たり望まれる配慮などを提案しました。

5 研修・講演

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆さまが、主催する研修会、講演会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。

● 過去の研修テーマ例

最近の非行少年の特徴、思春期の子供の理解と望ましい接し方、少年非行と地域の力、地域と進める再犯・再非行防止



6 法教育授業等



法務省では、法教育に関する様々な取組を推進しています。

児童・生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業(いわゆる「出前授業」)を行うほか、教員の方への研修もお受けしています。

※ 法教育とは、法律の専門家ではない一般の方々、法や司法制度等を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育をいいます。

他機関・専門職種等との連携の下で

法務少年支援センターでは、未成年に限らず、成人の方の御相談等にも応じています。例えば、罪に問われた障がい者・高齢者の方などに対して、地方公共団体、地域生活定着支援センター、福祉機関等と、多機関連携の下で支援等を行うこともあります。

また、協力雇用主の方などに、従業員の方への接し方やお困りのことなどについてアドバイスをしたり、日常の効果的なサポートの方法などを提案したりしています。また、従業員の方から、仕事に関して、集中力が続かない、周りとうまくやりたい等の悩みについて、お話をうかがい、助言をしたり、御自分の性格等を理解したいという御希望に応じて、心理検査等を行ったりすることもあります。

更生保護

地域社会とともに歩む



I

“更生保護”を知っていますか？

罪を犯した人が、罪を償い、再び犯罪をしないようにするにはどうすればよいでしょうか。

刑務所や少年院を出ると、通常の社会生活を営んでいくこととなりますが、再び犯罪や非行をしてしまうことも少なくありません。立ち直ろうと決意した人を、地域社会で受け入れていくことが重要です。

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作る。

これを「更生保護」といいます。



PICK UP!

再犯防止

近年、再犯者の割合は約5割と高止まりをしており、「再犯防止」は政府の重要な課題です。

平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づく「再犯防止推進計画」が策定されています。また、令和4年に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により、保護観察処遇の充実や満期釈放者^(※1)対策など、再犯防止のための様々な制度が導入されました。

満期釈放者対策

満期釈放者は、仮釈放者^(※2)と比較して、再犯リスクが2倍以上高くなっています。このため、更生保護では、仮釈放の積極的な運用や満期釈放者に対する支援の充実に取り組んでいます。

釈放後の就労・住居の確保や、国・地方公共団体・民間協力者の連携による“息の長い”支援が必要です。

地域ぐるみの支援

犯罪や非行をした人が再犯せずに生活していくためには、地域において継続的な支援を受けることができる体制が整っていることが重要です。地域ぐるみの支援実現のために、地方公共団体では「地方再犯防止推進計画」の策定・実施を進めています。また、地域支援ネットワークの構築などの取組も始まっています。

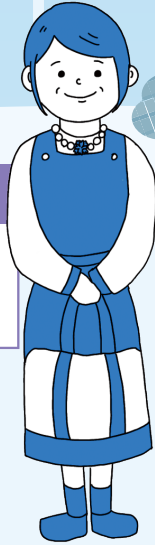
※1 満期釈放者…刑務所からの出所者のうち、刑期満了により釈放された者のこと。

※2 仮釈放者…刑務所からの出所者のうち、刑期満了前に仮に釈放された者のこと。仮釈放の期間中は、保護観察に付されます。

地域における社会内処遇

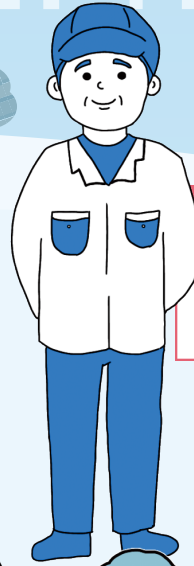
更生保護女性会 p.7

犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア団体です



協力雇用主 p.7

雇用を通じて、自立や社会復帰に協力する民間の事業主です



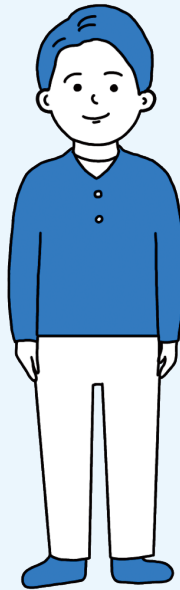
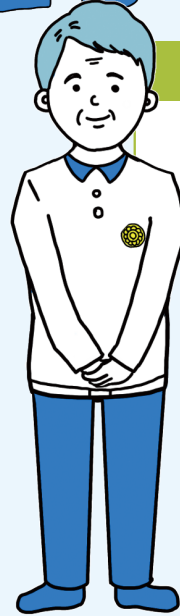
保護観察官 p.10

専門的知識に基づき指導や支援を行い、立ち直りを支える国家公務員です



保護司 p.7

保護観察官と共に立ち直りを支える民間ボランティアです

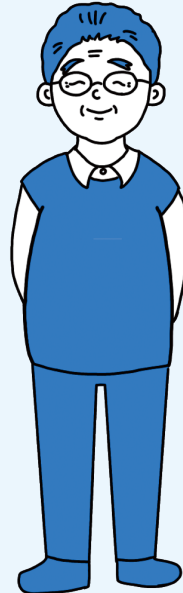


更生保護施設など p.8

一定期間、宿泊場所を提供し、社会復帰に向けた支援などを行う民間の施設です

更生保護協会 p.8

更生保護の活動に関する助成や啓発などを行う民間団体です



BBS会 p.7

少年たちと一緒に悩み、学び、楽しむ青年ボランティア団体です



しあわせ
幸福の黄色い羽根は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルマークです。

Ⅱ 刑事司法手続のアンカーを担います

シームレスに社会につなぐ

改善更生・社会復帰を促す「仮釈放・仮退院」

刑務所や少年院に収容されている人を仮に釈放・退院させる制度があります。仮釈放などの期間中は保護観察の対象となります。保護観察により、必要な指導を行うとともに、住居や仕事を確保することなどを支援し、円滑な社会復帰を促しています。

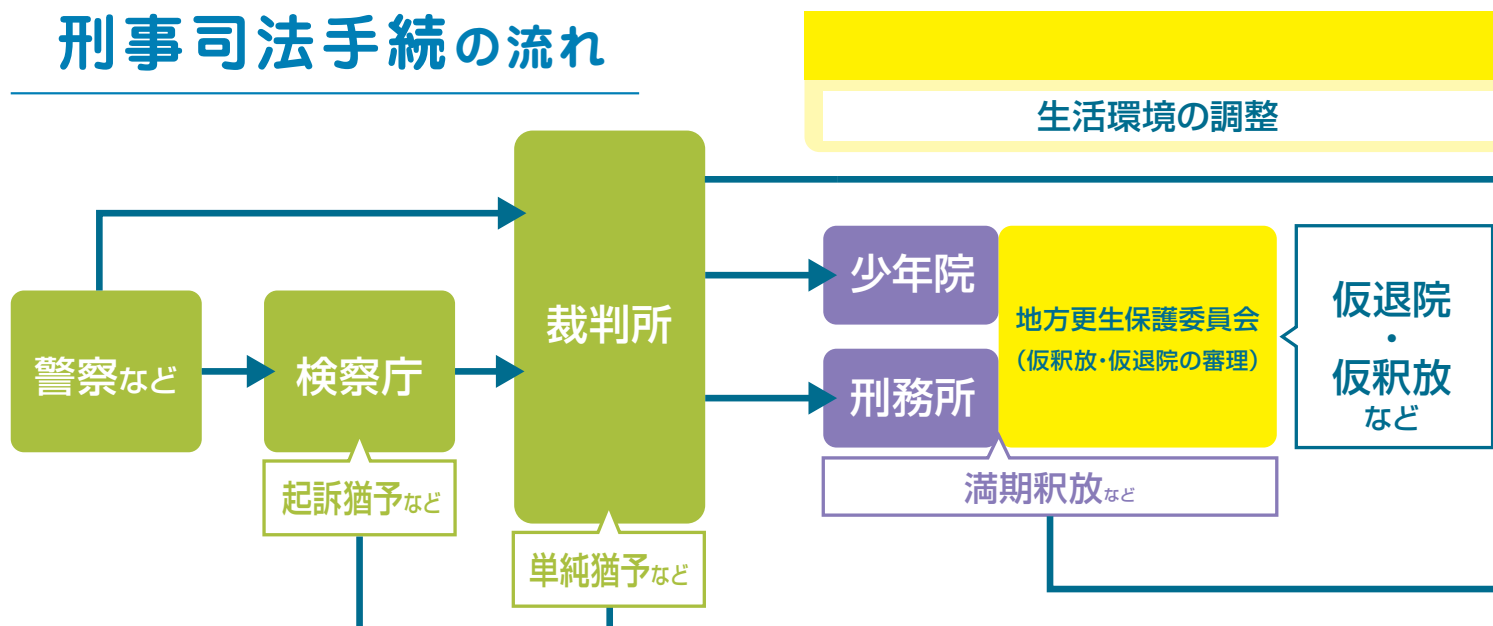
再犯を防ぐ環境を整える「生活環境の調整」

刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の居住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議するなどして、釈放後の生活環境を調整しています。

再犯を防ぐために保護を行う「更生緊急保護」

刑務所から満期釈放された人などが生活に困窮し、再犯に至ることがないように、保護観察所では、本人からの申出に基づいて、一定の期間、宿泊場所や食事の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な生活指導などを行っています。

刑事司法手続の流れ



社会内で立ち直りを支える

健全な社会の一員へと導く「保護観察」

生活状況を把握しつつ必要な指導をし、住居や仕事の確保などの支援を行っています。保護観察は、保護観察官と保護司を始めとする様々な民間協力者が協働して実施しています。

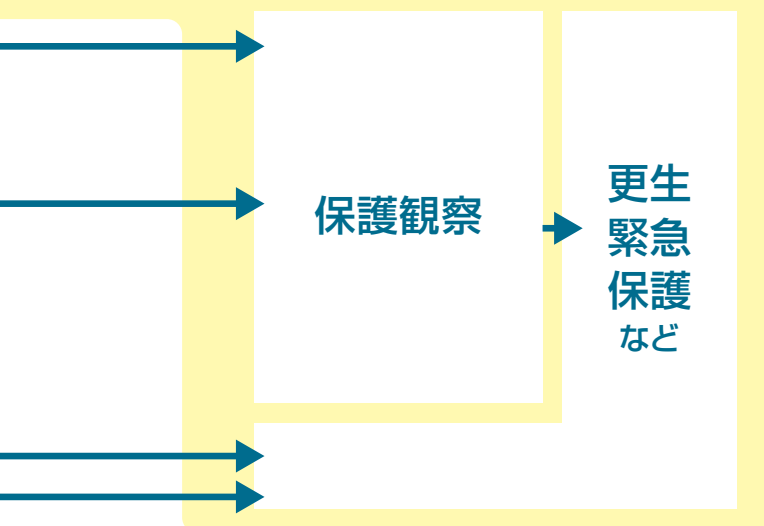
| 保護観察処分少年 <small>(家庭裁判所で保護観察に付された少年)</small> | 少年院仮退院者 <small>(少年院からの仮退院を許された少年)</small> | 仮釈放者 <small>(刑事施設からの仮釈放を許された人)</small> | 保護観察付執行猶予者 <small>(裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人)</small> |
|--|--|---|---|
| 原則として20歳まで [※] | 原則として20歳まで [※] | 残刑期間 | 執行猶予の期間 |

※処分時18歳・19歳の少年は特定少年と呼ばれ、6月の保護観察、2年の保護観察又は3年以下の少年院送致の保護処分に付されます。

体系的なアセスメント(CFP)を実施し、指導・支援の方針を決定しています。

| | | |
|------|---|-------------|
| 指導監督 | <ul style="list-style-type: none">● 保護観察を受けている人の行状を把握して遵守事項を守るよう必要な指示を行う● 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的プログラムを実施する など | 詳しくは 次頁へ |
| 補導援護 | <ul style="list-style-type: none">● 適切な住居や医療・療養・職業補導・就職・教養訓練を助ける● 生活環境の改善を行う など | |

保護観察所



point

切れ目のない指導・支援

刑事司法手続の終了後も相談に応じたり、必要な情報の提供、助言、調整などの援助を行います。再犯・再非行に至らないよう地域支援ネットワークの構築・充実を図るなど、「息の長い」社会復帰支援に取り組んでいます。

Ⅲ 立ち直りに必要な指導・支援を行っています

指導・支援の例

薬物等への依存があるとき

薬物依存がある人など特定の犯罪的傾向を改善するため、薬物再乱用防止プログラムや飲酒運転防止プログラムなどの専門的処遇プログラムを実施しています。

こうしたプログラムを通じて、地域の支援者に繋いでいくことも重要です。



◀ 集団でのプログラム (模擬)の様子

住む場所がない・頼れる人がいないとき

住まいや頼れる親族がない人には、更生保護施設など(p.8)のほか、「自立更生促進センター」への入所を調整します。

センターは、保護観察所に併設した国立の宿泊施設で、保護観察官による濃密な指導や充実した就労支援を行っています。



▲ 自立更生促進センター

詳しくは
こちら



仕事がないとき

就職先がない人には、法務省と厚生労働省が連携して実施している「刑務所出所者等総合的就労支援対策」により、協力雇用主などのもとへの就労を支援しています。

また、民間の就労支援事業所に委託し、就労の確保と継続に必要な寄り添い型の支援も行っています。



▲ 協力雇用主

詳しくは
こちら



福祉サービスが必要なとき

高齢者や障害のある人には、刑務所出所後に福祉サービスを円滑に利用できるように、矯正施設・地方更生保護委員会・保護観察所・各都道府県に設置された地域生活定着支援センターなどの関係機関が連携して、出所後速やかに福祉的支援につなげる「特別調整」を実施しています。

IV 被害者の思いに応えるための制度があります

更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度

被害者やご遺族の方々のための4つの制度があり、全国の保護観察所に専任の担当者として「被害者担当官」(保護観察官)と「被害者担当保護司」を配置しています。

詳しくは
こちら



1 意見等聴取制度

加害者の仮釈放・仮退院等について意見を述べるすることができます。

2 心情等伝達制度

保護観察中の加害者に心情を伝えることができます^(※)。

3 被害者等通知制度

加害者の仮釈放・仮退院等審理や保護観察の状況などを知ることができます。

4 相談・支援

専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

※保護観察中の加害者への伝達を目的とせず、保護観察所に心情等を述べることもできるようになります(令和5年12月頃を予定)。

しよく罪指導プログラム

保護観察を受けている人が、被害者等の被害の回復や軽減に誠実に努めるよう指導監督を行っています。例えば、事件を起こした責任や、自分の事件が被害者等に与えた影響・その心情を十分に理解し、誠意をもってその後の被害弁償や謝罪を行っていくことができるようになることを目的として、「しよく罪指導プログラム」を実施しています。

V 「恩赦」は更生の証です

罪を犯した人が自らの過ちを深く悔い、行状を改め、再犯のおそれなくなったと認められる状態になった場合などに、被害者や社会の感情も十分に考慮した上で、「恩赦」により、制限された資格を回復させたり、残りの刑の執行を免除したりすることがあります。

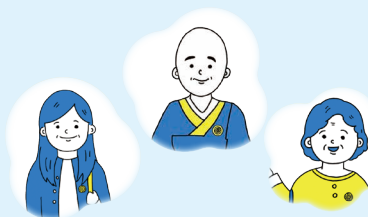
恩赦は、罪を犯した人にとって更生の励みとなるもので、犯罪のない安全な社会を維持するために重要な役割を果たしています。

詳しくは
こちら



VI 様々な立場から更生保護を支える人がいます

保護司



主な職務は、
・保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること
・刑務所などに入っている人の帰住先の生活環境を調整すること
・犯罪予防活動(p.9)を行うこと
などがあり、現在全国で約4万7,000人が活動しています。

詳しくは
こちら



身分

非常勤で一般職の国家公務員です。
給与(報酬)は支給されません。

任期

任期は2年ですが、再任されることがあります。

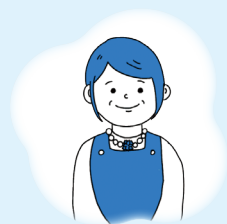
要件

次の条件をすべて備えていることが必要とされます。
① 社会的信望 ② 熱意と時間的余裕 ③ 生活の安定 ④ 健康

更生保護サポートセンターについて

全国の保護司会ごとに設置され、保護司活動に対する支援や関係機関との連携を行っています。

更生保護女性会



犯罪予防活動(p.9)を行うとともに、青少年の健全育成活動のほか、子育て支援活動、更生保護施設への支援など、幅広い活動を行っています。

BBS会



非行少年などの「ともだち」となって成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、非行防止活動やグループワークなどを行っています。また、保護観察所が実施する社会貢献活動・社会参加活動などにも協力しています。

詳しくは
こちら

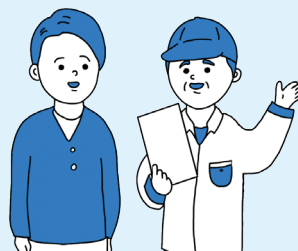


協力雇用主



過去の犯罪・非行歴により就職が難しい人に対し、自立や社会復帰への協力を目的として雇用する事業主です。

就労生活が続くよう指導するなど、事業主の立場から立ち直りを支えています。



詳しくは
こちら



更生保護施設など

更生保護施設

法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人などによって運営されており、宿泊場所を提供するほか、就職指導・生活指導を行うなどして円滑な社会復帰を手助けします。

施設では、高齢・障害などで自立が困難な人たちが円滑に福祉サービス等を利用できるよう支援したり、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇なども実施しています。

さらに施設を退所した後、地域生活に定着するまでの間も生活相談や薬物依存からの回復に向けた支援を行っています。

詳しくは
こちら



▲更生保護施設

自立準備ホーム

保護観察所に登録されたNPO法人などの空き室等を活用し、住まいや頼れる親族がいない人などに対して宿泊場所を提供し、自立に向けた支援を実施しています。

詳しくは
こちら



更生保護協会

地域の関係機関・団体の中核的存在となって地域支援ネットワークを構築したり、助成や研修の実施を通じて、立ち直りを支える個人や団体の活動を支援しています。また、地域住民や地方公共団体に対する広報・啓発活動に取り組んでいます。



コラム
1

更生保護のなりたち



▲金原 明善(きんばら めいぜん)

近代の更生保護の源流は、「静岡県出獄人保護会社」(1888(明治21)年設立)にあります。生涯を通じ公益に尽くした実業家の金原明善と、静岡監獄の副典獄であった川村矯一郎らにより設立されました。

釈放者の宿泊保護や就職斡旋を行うとともに、県全域に1,700人の保護委員を配置して保護に当たらせたとされ、更生保護施設と保護司制度の先駆けになったと言われています。

我が国の更生保護制度は、明治以来、民間の発意によって生まれ、発展してきました。民間篤志家の熱意は、今も保護司を始めとする多くの民間ボランティアに引き継がれています。

Ⅶ 医療観察制度もあります

医療観察制度は、心神喪失等の状態で殺人や放火など重大な他害行為を行った人について、入院・通院により必要な医療を確保して社会復帰を促進する制度です。

保護観察所には、精神保健福祉の専門職である社会復帰調整官(p.10)が配置され、関係機関と連携して、以下の業務を行っているほか、地域社会における処遇のコーディネーターの役割も担っています。

詳しくはこちら



| | |
|---------|---|
| 生活環境の調査 | 審判過程で、対象となる人の生活環境を調査し、その結果を裁判所に報告します。 |
| 生活環境の調整 | 入院中から、退院後の住居や通院先の確保、地域生活を支える援助体制の整備を進めます。 |
| 精神保健観察 | 地域社会において、生活状況を見守り、必要な指導などを行います。また、ケア会議を開催し、関係機関との情報共有や処遇方針の統一を図ります。 |

Ⅷ 立ち直りには地域の理解と協力が必要です

犯罪予防活動は、犯罪の発生を未然に防ぐため、国民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善などに努める活動のことです。

犯罪や非行をした人について地域社会の人々の理解を深め、地域の一員として受け入れ、その立ち直りを見守り、支援することにより、再び犯罪や非行に陥らないような環境作りを目指しています。

法務省が主唱する「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」もこうした犯罪予防活動の一つです。

詳しくはこちら



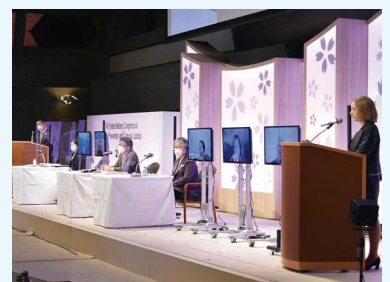
▲犯罪予防活動

Ⅸ 世界にHogoshiの輪を広げます

海外でも日本の保護司のように、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える地域ボランティアが活躍しています。平成26年と同29年には、「アジア保護司会議」を東京で開催しました。そして、令和3年には京都で「世界保護司会議」を開催し、アジア以外からも参加者を求めました。保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画することの意義や、これらの制度を広く世界に広げるための方策などについて話し合い、「京都保護司宣言」を採択しました。

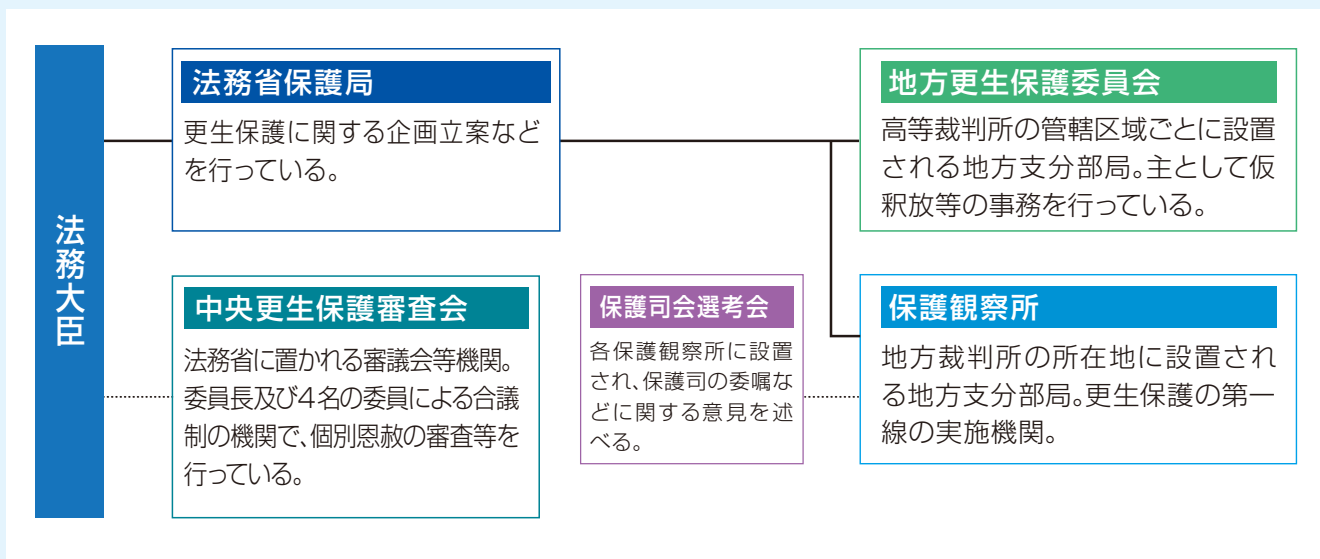
今後も保護司を始めとする犯罪者処遇における地域ボランティアの意義を海外に発信し、「Hogoshi」の輪を世界に広げていきます。

詳しくはこちら



▲世界保護司会議

X 私たちが更生保護を担っています



保護観察官



更生保護の専門家です。

地方更生保護委員会・保護観察所に配置され、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整のほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策などに従事しています。

心理学、教育学、福祉及び社会学などの専門的知識に基づき、再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行っています。

詳しくはこちら



社会復帰調整官



保護観察所に配置され、精神保健福祉士などの資格を有する専門家として、医療観察制度に従事しています。精神保健福祉に関する専門的知識に基づき、医療を確保して再発を防止し、社会復帰を促進するための指導等を行っています。

詳しくはこちら



コラム
2

更生保護の組織理念

令和3年1月、「使命」と「行動指針」の2つからなる組織理念を制定しました。職員一人一人がこの理念を日々の業務の礎とし、社会の信頼に応えられるよう努めています。

使命

私たちは、犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安心・安全な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指します。

詳しくはこちら



更生保護官署一覧

| 名 称 | 郵便番号 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|--------------|----------|---------------------------|--------------|
| 北海道地方更生保護委員会 | 060-0042 | 北海道札幌市中央区大通西12丁目 | 011-261-9907 |
| 札幌保護観察所 | 060-0042 | 北海道札幌市中央区大通西12丁目 | 011-261-9225 |
| 函館保護観察所 | 040-8550 | 北海道函館市新川町25-18 | 0138-26-0431 |
| 旭川保護観察所 | 070-0901 | 北海道旭川市花咲町4丁目 | 0166-51-9376 |
| 釧路保護観察所 | 085-8535 | 北海道釧路市幸町10-3 | 0154-23-3200 |
| 東北地方更生保護委員会 | 980-0812 | 宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 | 022-221-3536 |
| 青森保護観察所 | 030-0861 | 青森県青森市長島1-3-25 | 017-776-6419 |
| 盛岡保護観察所 | 020-0023 | 岩手県盛岡市内丸8-20 | 019-624-3395 |
| 仙台保護観察所 | 980-0812 | 宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 | 022-221-1451 |
| 秋田保護観察所 | 010-0951 | 秋田県秋田市山王7-1-2 | 018-862-3903 |
| 山形保護観察所 | 990-0046 | 山形県山形市大手町1-32 | 023-631-2277 |
| 福島保護観察所 | 960-8017 | 福島県福島市狐塚17 | 024-534-2246 |
| 関東地方更生保護委員会 | 330-9725 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | 048-600-0181 |
| 水戸保護観察所 | 310-0061 | 茨城県水戸市北見町1-1 | 029-221-3942 |
| 宇都宮保護観察所 | 320-0036 | 栃木県宇都宮市小幡2-1-11 | 028-621-2391 |
| 前橋保護観察所 | 371-0026 | 群馬県前橋市大手町3-2-1 | 027-237-5010 |
| さいたま保護観察所 | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58 | 048-861-8287 |
| 千葉保護観察所 | 260-8553 | 千葉県千葉市中央区春日2-14-10 | 043-204-7795 |
| 東京保護観察所 | 100-0013 | 東京都千代田区霞が関1-1-1 | 03-3597-0120 |
| 横浜保護観察所 | 231-0001 | 神奈川県横浜市中区新港1-6-1 | 045-201-3006 |
| 新潟保護観察所 | 951-8104 | 新潟県新潟市中央区西大畑町5191 | 025-222-1531 |
| 甲府保護観察所 | 400-0032 | 山梨県甲府市中央1-11-8 | 055-235-7144 |
| 長野保護観察所 | 380-0846 | 長野県長野市旭町1108 | 026-234-1993 |
| 静岡保護観察所 | 420-0853 | 静岡県静岡市葵区追手町9-45 | 054-253-0191 |
| 中部地方更生保護委員会 | 460-0001 | 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 | 052-951-2944 |
| 富山保護観察所 | 939-8202 | 富山県富山市西田地方町2-9-16 | 076-421-5620 |
| 金沢保護観察所 | 920-0024 | 石川県金沢市西念3-4-1 | 076-261-0058 |
| 福井保護観察所 | 910-0019 | 福井県福井市春山1-1-54 | 0776-22-2858 |
| 岐阜保護観察所 | 500-8812 | 岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2 | 058-265-2651 |
| 名古屋保護観察所 | 460-8524 | 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 | 052-951-2949 |
| 津保護観察所 | 514-0032 | 三重県津市中央3-12 | 059-227-6671 |
| 近畿地方更生保護委員会 | 540-0008 | 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 06-6949-6260 |
| 大津保護観察所 | 520-0044 | 滋賀県大津市京町3-1-1 | 077-524-6683 |
| 京都保護観察所 | 602-0032 | 京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255-4 | 075-441-5141 |
| 大阪保護観察所 | 540-0008 | 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 06-6949-6240 |
| 神戸保護観察所 | 650-0016 | 兵庫県神戸市中央区橘通1-4-1 | 078-351-4005 |
| 奈良保護観察所 | 630-8213 | 奈良県奈良市登大路町1-1 | 0742-23-4869 |
| 和歌山保護観察所 | 640-8143 | 和歌山県和歌山市二番丁3 | 073-436-2501 |
| 中国地方更生保護委員会 | 730-0012 | 広島県広島市中区上八丁掘2-31 | 082-221-4497 |
| 鳥取保護観察所 | 680-0842 | 鳥取県鳥取市吉方109 | 0857-22-3518 |
| 松江保護観察所 | 690-0841 | 島根県松江市向島町134-10 | 0852-21-3767 |
| 岡山保護観察所 | 700-0807 | 岡山県岡山市北区南方1-8-1 | 086-224-5661 |
| 広島保護観察所 | 730-0012 | 広島県広島市中区上八丁掘2-31 | 082-221-4495 |
| 山口保護観察所 | 753-0088 | 山口県山口市河原町6-16 | 083-922-1327 |
| 四国地方更生保護委員会 | 760-0033 | 香川県高松市丸の内1-1 | 087-822-5090 |
| 徳島保護観察所 | 770-0851 | 徳島県徳島市徳島町城内6-6 | 088-622-4359 |
| 高松保護観察所 | 760-0033 | 香川県高松市丸の内1-1 | 087-822-5445 |
| 松山保護観察所 | 790-0001 | 愛媛県松山市一番町4-4-1 | 089-941-9983 |
| 高知保護観察所 | 780-0850 | 高知県高知市丸ノ内1-4-1 | 088-873-5118 |
| 九州地方更生保護委員会 | 810-0044 | 福岡県福岡市中央区六本松4-2-3 | 092-761-7781 |
| 福岡保護観察所 | 810-0044 | 福岡県福岡市中央区六本松4-2-3 | 092-761-6736 |
| 佐賀保護観察所 | 840-0041 | 佐賀県佐賀市城内2-10-20 | 0952-24-4291 |
| 長崎保護観察所 | 850-0033 | 長崎県長崎市万才町8-16 | 095-822-5175 |
| 熊本保護観察所 | 862-0971 | 熊本県熊本市中央区大江3-1-53 | 096-366-8080 |
| 大分保護観察所 | 870-8523 | 大分県大分市荷揚町7-5 | 097-532-2053 |
| 宮崎保護観察所 | 880-0802 | 宮崎県宮崎市別府町1-1 | 0985-24-4345 |
| 鹿児島保護観察所 | 892-0816 | 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 | 099-226-1556 |
| 那覇保護観察所 | 900-0022 | 沖縄県那覇市樋川1-15-15 | 098-853-2946 |

更生保護
マスコット
キャラクター



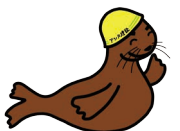
クジラ先生(保護司)



イルカ兄さん・姉さん(BBS会)



オコジョさん(更生保護女性会)



アシカ親方(協力雇用主)

編集 法務省保護局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話03-3580-4111(内線2603) 法務省ホームページ<https://www.moj.go.jp/>



法務省HP



保護局Twitter



保護局Instagram

このパンフレットは2023年6月現在の情報に基づいて作成されたものです。



BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)

BBS会とは、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。全国に約450のBBS会があり、約4,400人の会員が活動しています。

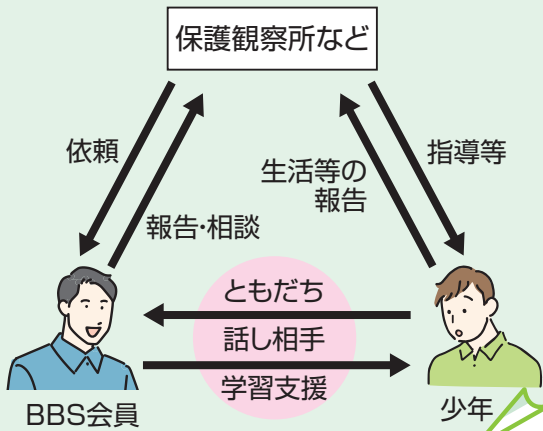
BBSのなりたち

戦後まもない混乱期、町にあふれる孤児に、若者の力で何かできないかと考えた青年たちがいました。その中の一人、京都の学生の投書が契機となって昭和22年「京都少年保護学生連盟」が生まれました。これが日本のBBS運動のスタートとされています。以後、BBS運動は70年以上続いています。

このような活動をしています。

ともだち活動

兄や姉の立場から同じ目線に立って、非行少年たちの話し相手、相談相手となって、彼らの成長や悩みの解消を手助けしています。



社会参加活動・社会貢献活動への協力

保護観察所と協力し、少年たちと共に社会奉仕活動などの様々な活動に参加しながら、社会や誰かの役に立つ喜びを分かち合っています。

グループワーク

少年たちとグループになってスポーツやレクリエーションなど行います。共に何かを楽しむことにより、少年たちに一人ひとりのときとは違った共感や、心を開くきっかけを与えます。



非行防止活動

様々な広報活動や各種イベント、集会などを地域で実施し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めています。

●弁護士費用等に関する援助制度

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。被害の防止に必要な内容であれば、ご相談いただけます。

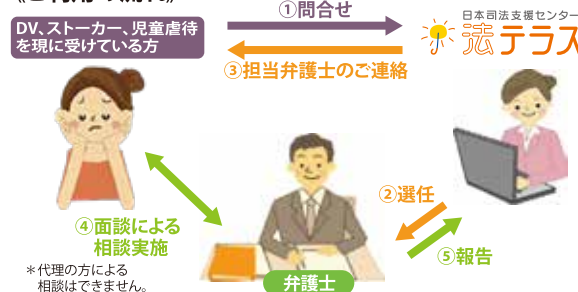
なお、下記の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただけます。

◎資産基準

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

《ご利用の流れ》



その他の援助制度

*一定の要件に該当される方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。

刑事裁判に参加する

「被害者参加人」のための国選弁護士制度(刑事手続)

殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

日弁連委託援助 (刑事手続・行政手続等)

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

例)被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など

民事法律扶助 (民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、弁護士費用等の立替えを行います(代理援助、書類作成援助)。
例)損害賠償請求、損害賠償命令の申立てなど

日本司法支援センター

法テラスの犯罪被害者支援業務

法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(*)を提供します。

(*)刑事手続の流れ、各種支援制度など

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

(*)お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります(一定の要件に該当する方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます)。

《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ
ナビダイヤル 0570-079714

※IP電話からは、03-6745-5601

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00

(日曜祝日・年末年始休業)

※固定電話からは3分8.5円(税別)、携帯電話からは20秒10円程度(税別)で全国どこからでもご利用になれます。



お近くの「法テラス」で ※全国の「法テラス」の連絡先はホームページからご確認ください。

お電話のほか、面談による情報提供も行っています。

受付時間 平日 9:00~16:00

(ただし、地域によって異なる場合があります。)
(土日・祝日及び年末年始は休業)



ホームページで 法テラス 検索

URL www.houterasu.or.jp

- よくある質問とその答え(FAQ)や相談窓口情報を検索できます。
- 電子メールによるお問合せも受け付けています。



犯罪被害者支援Q&A

児童虐待



法テラス
ホームページ



二次元バーコード

法テラスは国が設立した公的な法人です。

Q1 児童虐待とは何ですか？

「児童虐待」とは、児童虐待防止法*において、保護者がその監護する児童(18歳に満たない者をいいます。)に対し、次に掲げるような行為等を行うこととされています。

- (1)身体的虐待…殴る、蹴る、激しく揺さぶるなど
- (2)性的虐待…性的行為の強要、ポルノ被写体にするなど
- (3)ネグレクト…食事を与えない、不衛生な状態にするなど
- (4)心理的虐待…言葉による脅し、目の前で家族に対して暴力をふるうなど

児童虐待の主体となる「保護者」とは、親権者をはじめとする「児童を現に監護するもの」とされており、児童の両親だけでなく、児童を育てている親族も含まれます。また、親権者が第三者による虐待を放置している場合も、親権者が保護者としての監護を著しく怠っていると、児童虐待に該当する場合があります。

※ 児童虐待の防止等に関する法律

Q2 親が子どもを虐待しているようです。どうすればよいですか？

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、**通告する義務**があります。お近くの市(区)町村の窓口、都道府県の設置する**福祉事務所**又は**児童相談所**に連絡してください。「**児童相談所全国共通ダイヤル**」(#189)にかけると、お近くの児童相談所につながります。

なお、児童虐待防止法は、通告が勘違いに基づくものであったとしても、法的責任を負わないこととしています。通告は匿名で行うこともでき、通告をした人、その内容に関する秘密は守られます。

児童の身に危険が及んでいる場合、虐待がエスカレートしていると思われる場合は、**警察**にご相談ください。

Q3 虐待する親の元から逃げたいのですが、どうすればよいですか？

児童相談所による「**一時保護**」という制度があります。ご自身で直接児童相談所に連絡してもよいですし、信頼できる大人を通じて連絡してもらうこともできます(一時保護を行うかどうかは児童相談所が判断します。)

一時保護をされると、「一時保護所」という施設で身の安全が確保されます。その間に、児童相談所の職員が、面接や環境調整などを行い、これからの生活のことを検討していきます。

Q4 両親からアルバイト代を搾取されたり、暴力を振るわれたりします。どうすればよいですか？

父又は母による虐待の場合には、民法に基づき**親権喪失**や**親権停止**(*)の審判を求めることができます。法的手続が必要となりますので、**弁護士に相談**するとよいでしょう。

※親権喪失:父又は母による親権の行使が著しく不当であることにより子どもの利益を著しく害するときにその親権を失わせる制度

※親権停止:父又は母による親権の行使が不当であることにより子どもの利益を害するときに、家庭裁判所が2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする制度

Q5 弁護士に相談・依頼する費用がなくて困っています。

法テラスでは、一定の要件に該当する方については、以下の**弁護士費用等に関する援助**を行っています。各制度の概要は、「**弁護士費用等に関する援助制度**」欄をご覧ください。

弁護士費用等についてご心配な方は、法テラスにお問い合わせください。各種援助制度の内容や利用条件をご案内します。

◆法律相談費用の援助◆

DV等被害者法律相談援助

◆弁護士費用等の援助◆

① 日弁連委託援助(子どもに対する法律援助)

※ 受任予定の弁護士を通じてお申込みください。

② 被害者参加人のための国選弁護制度

※このほかにも、法テラスホームページ www.houterasu.or.jp でよくある質問とその答え(FAQ)を紹介していますので、ご覧ください。
※法テラスで行っている犯罪被害者支援の流れや弁護士費用等に関する援助制度については、別途リーフレットを作成しています。



一人で悩まないで。